出席停止のお知らせ(登校届)

お子様の病気が学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法の規定により出席停止となります。

診断が確定しましたら、学校へご連絡の上、下記の基準を参考に医師の指示に従って自宅で療養してください。また医師より登校が認められましたら、下の「登校届」に<u>保護者の方が</u>記入押印をして、登校時に提出してください。なお、出席停止期間は欠席扱いにはなりません。

a) steet					
分類	病名	出席停止の基準			
第1種	エボラ出血熱やペストなど	治癒するまで			
第 2 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで			
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤によ			
		る治療が終了するまで			
	麻しん (はしか)	解熱した後3日を経過するまで			
	流行性耳下腺炎(おたふくか	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、			
	ぜ)	かつ、全身状態が良好となるまで			
	風しん	発疹が消失するまで			
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで			
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで			
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過す			
		るまで			
	結核				
	髄膜炎菌性髄膜炎				
第3種	コレラ、細菌性赤痢など。 そ	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで			
	の他の感染症(感染性胃腸炎・				
	溶連菌感染症・マイコプラズマ				
	感染症など)				

学校長様 年 月 日

登校届 (保護者記入)

今回の出席停止について、医師の許可が出ましたので、本日から登校いたします。

生徒氏名	年	組・氏名					
感染症名							
診察を受けた医療機関名TELTEL							
出席停止期間	年	月	日~	年	月	且	
保護者氏名・印						<u> </u>	